

河合町告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備局長より大和都市計画下水道事業の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、河合町上下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月6日

河合町長 岡井康徳

記

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称 大和都市計画下水道 河合町流域関連公共下水道
2. 事業計画変更に係る土地の区域
北葛城郡河合町大字 泉台、佐味田、川合、長楽
3. 認可番号及び年月日
奈良県指令下水第300号 平成30年3月30日
4. 告示番号及び年月日
奈良県告示第574号 平成30年3月30日
5. 事業計画認可変更図書の縦覧場所 河合町役場まちづくり推進部上下水道課（河合町第2浄水場2階）